

選挙運動費用に関する公費負担 (選挙公営)制度について

平成29年3月

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山県選挙管理委員会

※この資料は、県議会議員選挙・県知事選挙を想定して作成したものです。
今後、順次充実を図るほか、法令改正等により見直しを行う場合もあります。

目次

<総論>

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的	3
選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類	4~5
公費負担の考え方(上限額について)	6
公費負担の仕組み	7
契約書の作成にあたっての注意事項	8

<各論>

主な公費負担制度に関する公費負担基準の考え方と請求書の記載方法	
【選挙運動用ポスターの作成】	10~12
【選挙運動用自動車の借上・運転手の雇用】	13~16
【選挙運動用自動車の燃料】	17~19
【選挙運動用通常葉書の郵送】	20~22
【選挙運動用ビラの作成】	23~25

<問い合わせ先>	26
----------	----



総論

選挙運動費用に関する公費負担制度の目的

国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度

公費負担制度で実現

金のかからない
選挙

選挙運動の
機会均等

- ◆ 供託金が没収された場合（得票数が一定の数に達しないとき）は、公費負担を受けることはできません。

選挙運動費用に関する公費負担制度の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、県条例及び公職選挙法で上限額等の基準が決められています。

※県議会議員選挙は①～④、県知事選挙は①～⑥が公費負担の対象です。

①選挙運動用ポスターの作成

作成枚数の上限数＝選挙区のポスター掲示場数×2
作成単価の上限額＝選挙区のポスター掲示場数から算出

選挙区毎に
異なります。

②選挙運動用自動車の使用(ハイヤー契約の場合)

上限額＝1日あたり64,500円

③選挙運動用自動車の使用(レンタカー契約の場合)

自動車の借入(1日1台に限る) 上限額＝1日あたり15,800円

運転手の雇用(1日1人に限る) 上限額＝1日あたり12,500円

燃料代 上限額＝7,560円×選挙運動日数

④選挙運動用通常葉書の郵送

郵送枚数の上限数＝公選法142に定める枚数

※県議会議員選挙＝8千枚 ※県知事選挙＝4万枚

⑤選挙運動用ビラの作成（県知事選挙のみ）

作成枚数の上限数＝公選法142に定める枚数 ※本県知事選挙＝13万枚

作成単価の上限額＝ビラ作成枚数から算出

⑥その他県知事選挙のみに認められるもの

特殊乗車券の交付（公共交通機関の利用）

選挙運動用の新聞広告掲載費用

選挙運動用の政見放送費用

個人演説会告知用ポスターの作成

※一般運送契約（ハイヤー契約）による選挙運動用自動車の借上と、運転手の雇用及び燃料代に関する公費負担の制度は併用できません。

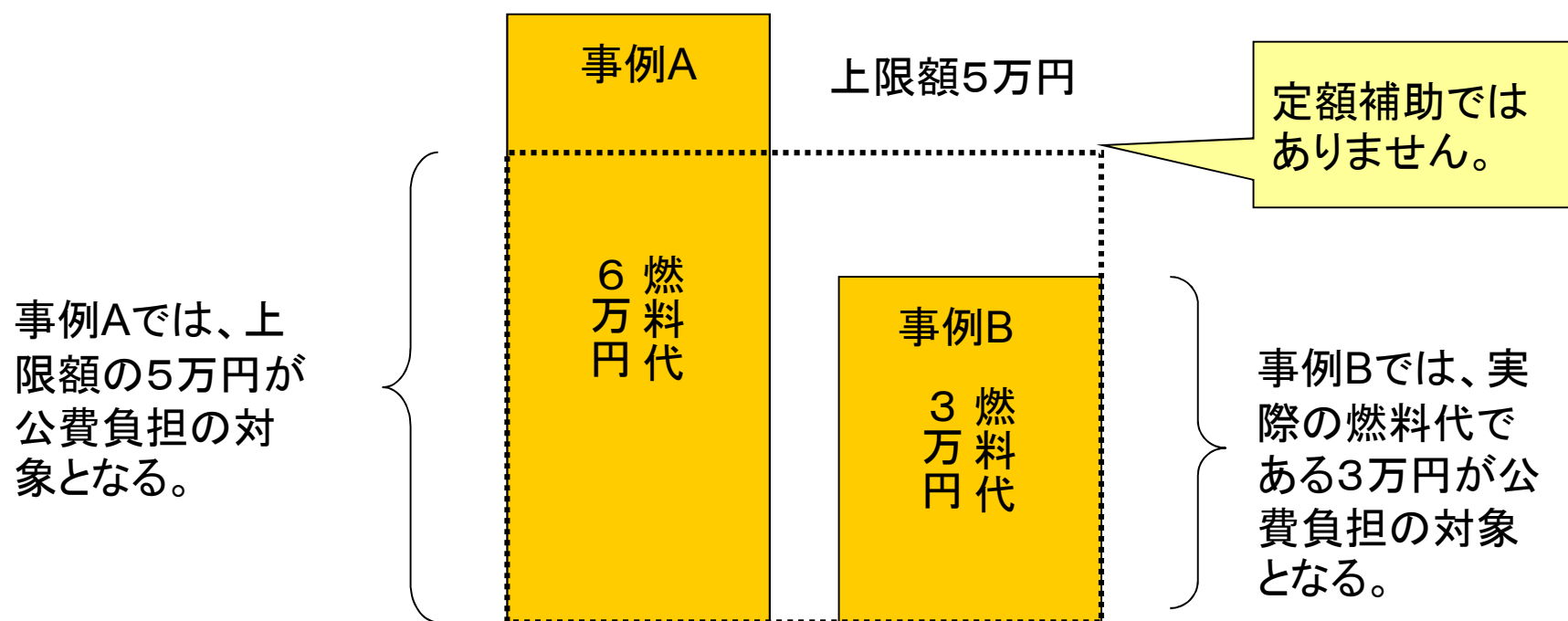
※運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結ぶ場合は、公費負担は受けられません。

※供託金没収者は公費負担されません。

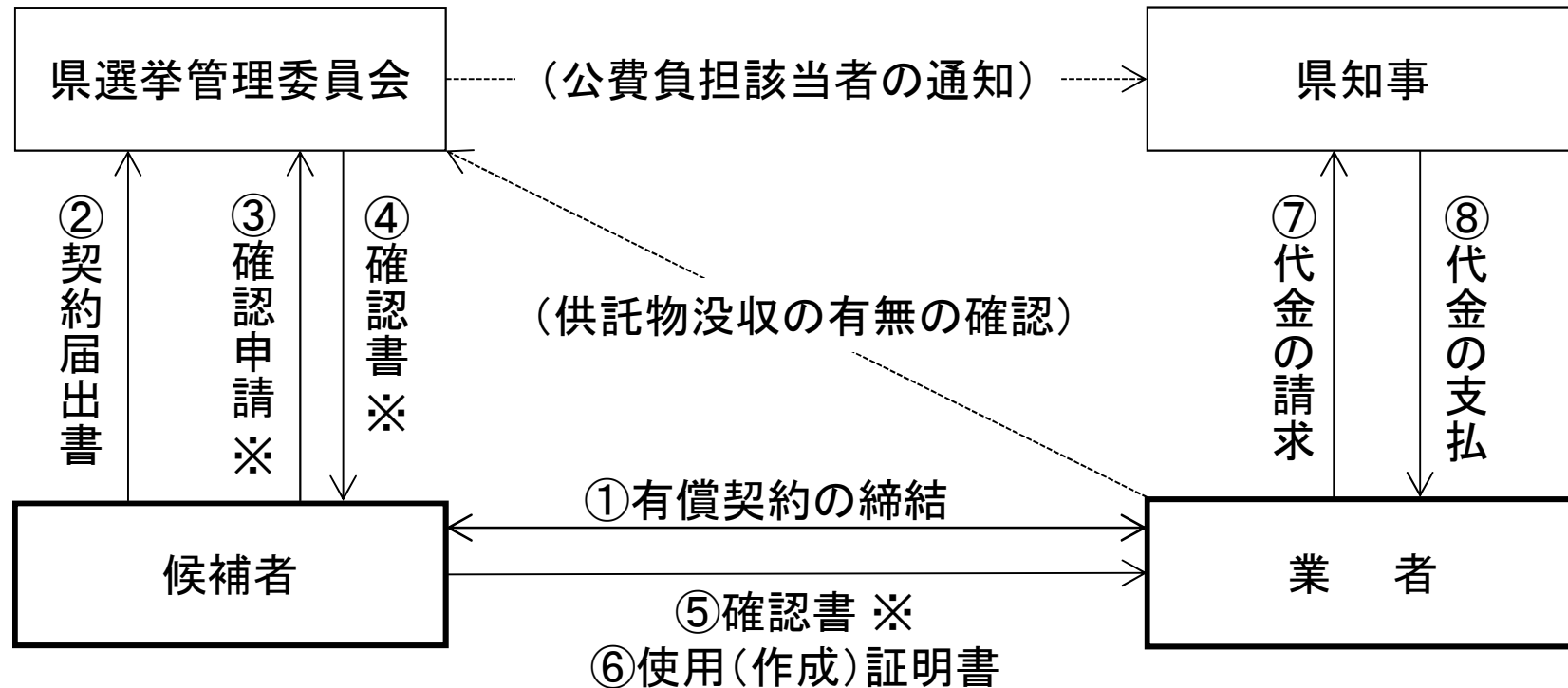
公費負担の考え方(上限額について)

国や、県が選挙運動費用の公費負担を行う制度で、上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

◆たとえば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が5万円の場合



公費負担の仕組み



(注) 上の表は事務の流れの概略を示したものであり、公費負担の対象となる契約種別ごとに必要書類や添付資料が異なります。また、※印の手続は選挙運動用自動車の使用（燃料の供給を除く。）の場合は不要です。

契約書の作成にあたっての注意点

※契約書は、実態に則して作成してください。

車両賃貸借契約書

和歌山県議会議員一般選挙（和歌山市 選挙区）候補者 ○○ ○○（以下「甲」という）と、株式会社 XX（以下「乙」という）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 小型乗用 和歌山※※※※※
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 平成19年3月30日から平成19年4月7日まで 9日間
- 5 契約金額 81,900円
内訳 1日 別添のとおり 円× 日間
(契約金額には消費税及び地方消費税の額を含むこととする。)
- 6 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき和歌山県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、和歌山県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は和歌山県には請求ができない。
- 8 その他

平成19年3月26日

甲 和歌山県議会議員一般選挙（和歌山市 選挙区）候補者
氏名 ○○ ○○ (印) 印
住所 和歌山市△△-△△
乙 住所 和歌山市○○-○○
名称 株式会社 XX 印
代表者 代表取締役☆☆ ☆☆ 印

レンタカー契約の場合

契約金額内訳書 (車両賃貸借契約)

使用期間	借入れ金額	備考
平成19年3月30日から 平成19年3月30日まで	1日 10,500円×1日間 = 10,500円	
平成19年3月31日から 平成19年4月7日まで	1日 8,925円×8日間 = 71,400円	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	1日 円× 日間 = 円	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	1日 円× 日間 = 円	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	1日 円× 日間 = 円	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	1日 円× 日間 = 円	

契約金額が2種類以上の場合、この様式を利用してください。

県選挙管理委員会が例示した様式で対応できない場合は、見積書を添付するなどして、実態と整合するようにしてください。

平成 年 月 日 まで = 円

※一の契約で二種類以上の契約単価が生じる場合に、この契約金額内訳書を使用してください。（この場合、契約書の内訳欄には「別添のとおり」と記載してください。）
※この契約金額内訳書は、契約書と組み合わせ、そのとじ目に当事者が契約の調印に用いた印章をもって押印してください。



各論

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法



選挙運動用ポスターの作成

作成枚数・作成単価の上限（選挙運動用ポスター）

※作成枚数と作成単価の双方に上限があります。

※作成枚数・作成単価の上限はポスター掲示場数によって異なります。

<作成枚数の上限>

「選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」× 2

<作成単価の上限>

◆ポスター掲示場数が500以下の場合

$\{310,500円 + 525円06銭 \times (\text{ポスター掲示場数})\} / (\text{ポスター掲示場数})$

◆ポスター掲示場数が500を超える場合

$\{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示乗数} - 500)\} / (\text{ポスター掲示場数})$

※1円未満の端数は1円とする。

請求書の記載例(選挙運動用ポスターの作成)

請求書 (選挙運動用ポスターの作成)

作成単価と作成枚数
に上限があります。

契約の内容
を転記

請求内訳書 (ポスターの作成)

選挙区の上
限数を記入

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙に関する選挙運動の公費負担に関する条例

住所並びに法人
代表者の氏名
和歌山市〇〇〇〇-〇

氏名(名称) 〇〇株式会社

記

- 請求金額 1,116,000 円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 平成〇〇年〇月〇〇日執行 和歌山県議会議員一般選挙 (〇〇〇〇 選挙区)
- 候補者の氏名 △△ △△

金融機関名	××銀行	本支店名	☆☆支店
預金種類	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	※※※※※
フリガナ 口座名	フリガナ 〇〇〇〇		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。


選挙区 (選挙が 行われる 区域)に おけるポ スター掲 示場数	作成金額			基準単価額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
620	945	1,200	1,134,000	930	1,200	1,116,000	930	1,200	1,116,000	

比較して低い方を

比較して低い方を

転記

- 「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」
作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。
(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} \times 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価}$ (1円未満の
端数は切上げ)
ポスター掲示場数
- (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} \times 50 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) = \text{単価}$ (1円未満の
端数は切上げ)
ポスター掲示場数
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



選挙運動用自動車の借上 運転手の雇用

車両の借上・運転手雇用の上限額(選挙運動用自動車)

※「1日あたりの金額」について上限額があります。

車両の借上形態により、次のとおり上限額があります。

＜ハイヤー契約に基づく場合＞

◆車両の借上費用(運転手・燃料代含む)

1候補者につき1日1台で、64,500円

＜ハイヤー契約に基づかない場合＞

◆車両の借上費用

1候補者につき1日1台で、15,800円

◆運転手の雇用

1候補者につき1日1人で、12,500円

別途、運転手の雇用
や燃料代が発生する
ことはありません。

※公費負担の対象期間は、選挙運動期間のみです。

※ハイヤー契約の場合の注意事項

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と、契約してください。

運転手雇用及び燃料代の公費負担制度を併用することはできません。

※レンタカー借上の場合の注意事項

レンタカー業の許可を受けた者から借りるようにとの運輸支局の要望があります。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の借上)

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

住所 和歌山市〇〇××-△△
氏名(名称) 株式会社☆☆☆

1 請求金額 **135,000円**

2 内訳
請求内訳書のとおり

3 平成〇〇年〇月〇日執行 和歌山県議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 〇〇 〇〇

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	××銀行	本支店名	△△支店
預金種別	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	※※※※※
フリガナ 口座名	フリガナ ☆☆☆		

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。

請求内訳書
(業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

契約書の1日あたりの金額を転記

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成〇〇年 3月 30日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 3月 31日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 1日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 2日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 3日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 4日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 5日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 6日	15,000円	15,800円	15,000円	
平成〇〇年 4月 7日	15,000円	15,800円	15,000円	
計			135,000円	

比較して低い方を

転記

★「一定期間レンタル料が定額」等の特別な料金で契約している場合の記載方法は県選挙管理委員会事務局に個別に相談してください。

請求書の記載例(運転手の雇用)

請求書

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

にあつてはその代表者の氏名

住 所 和歌山市××××-△△

氏名(名称) ×× ×× (印)

記

1 請求金額 112,500 円

2 内訳
請求内訳書のとおり

3 平成○○年○月○日執行 和歌山県議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 ○○ ○○

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△△銀行	本支店名	××支店
預金種類	1 普通	2 当座	9 別段
フリガナ 口座名	フリガナ ××××		

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。

請求内訳書

者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

契約書の1日あたりの金額を転記

雇用年月日	額	基準限度額(円)	請求金額	備考
平成○○年 3 月 30 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 3 月 31 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 1 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 2 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 3 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 4 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 5 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 6 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成○○年 4 月 7 日	14,000円	12,500円	12,500円	
平成 年 月 日	円	円 12,500	円	
平成 年 月 日	円	円 12,500	円	
計			112,500円	

備考「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

比較して低い方を

転記

★運転手雇用契約は、運転手個人と締結してください。



選挙運動用自動車燃料

選挙運動用自動車の燃料代の上限額

選挙運動期間中、選挙運動用自動車に要した燃料代の合計額に上限があります。

上限額 = 7,560円 × 選挙運動期間(※)

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

- ◆車両の借上費用等の場合とは異なり、1日あたりの金額に上限はありません。
- ◆公費負担対象は、選挙運動用自動車(1候補者1台に限られます。)に給油した燃料代に限られます。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の燃料代)

請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【燃料代】

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。
平成19年4月27日
和歌山県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市〇〇-XX
氏名(名称) 〇〇株式会社(印)

記

- 請求金額 36,000 円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 平成19年4月8日執行 和歌山県議会議員一般選挙(和歌山市 選挙区)
- 候補者の氏名 △△ △△
- 金融機関名、口座番号及び口座種別

金融機関
預金種別
フリガナ
口座番号

備考 1

- 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 依頼者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

自動車登録番号を記入(H20.12改正)

立候補届出日から

選挙期日の前日まで

上限額は、選挙運動期間中の合計であって、1日当たりではありません。

契約書の1リットル当たり単価を記入

燃料代合計と上限額の低い方が公費負担額

請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用) (選挙運動用自動車以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日	供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(円)	基準限度額(円)	請求金額	備考
平成19年3月30日	和歌山00-XXXX	180円×30=5400円			
平成19年3月31日	和歌山00-XXXX	円×=円			
平成19年4月1日	和歌山00-XXXX	180円×50=9000円			
平成19年4月2日	和歌山00-XXXX	円×=円			
平成19年4月3日	和歌山00-XXXX	180円×20=3600円			
平成19年4月4日	和歌山00-XXXX	180円×25=4500円			
平成19年4月5日	和歌山00-XXXX	180円×20=3600円			
平成19年4月6日	和歌山00-XXXX	円×=円			
平成19年4月7日	和歌山00-XXXX	180円×55=9900円			
平成 年 月 日		円×=円			
平成 年 月 日		円×=円			
平成 年 月 日		円×=円			
		36,000	36,000	36,000	

給油伝票を添付してください。(H20.12改正)

には、確認書に記載された額の合計を記載してください。の(計)欄又は(円)の(計)欄のうちいずれか少ない方の

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄に、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄に、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄に、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄に、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。



選挙運動用通常葉書の郵送

頒布枚数の限度と郵送費（通常葉書の郵送）

候補者は、通常葉書を無料で郵送できます。

- ◆候補者1人につき頒布できる枚数には、上限があります。
県議会議員選挙………8千枚
県知事選挙………4万枚
- ◆通常葉書は郵便物配達事務を扱う郵便局の窓口で発送してください。
選挙運動用通常葉書差出票を添えてください。
- ◆選挙運動用通常葉書差出票は、立候補の際に交付されます。
- ◆路上で選挙人に手渡すことはできません。
- ◆県議会議員選挙・県知事選挙では通常葉書の作成費用は公費負担対象外です。

選挙運動用通常葉書差出票

(表面)

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号		第**号	
発行者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第 区 選挙長 ○○ ○○印		
候補者氏名	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 ×× ××		
この差出票による差出制限枚数		500通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備 考
ここに必要事項を記載してください。			

注 備考欄は、郵便局で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏面)

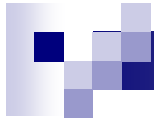
1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出ししの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をこじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にこじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において打正印を押すこと。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて集配郵便局の窓口差出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差出すこと。

- ◆これは、立候補受付の際に交付されます。
- ◆葉書発送の際に、郵便局に提出してください。



選挙運動用ビラの作成

(県知事選挙のみ)

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ビラ)

※ビラの作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

※ビラ作成枚数によって作成単価の上限が決まります。

<作成枚数の上限>

10万枚 + (本県の衆議院議員選挙小選挙区数 - 1) × 1.5万枚 = 13万枚

<作成単価の上限>

◆ビラ作成枚数が50,000枚以下の場合

7円51銭/枚

◆ビラ作成枚数が50,000枚を超える場合

{375,500円 + 5円02銭 × (作成枚数 - 50,000)} / (作成枚数)

※1銭未満の端数は1銭とする。

請求書の記載例(選挙運動用ビラの作成)

作成枚数と作成単価
に上限があります。

契約書の
内容を転記

上限単価・上限
枚数を記入

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙運動の公費負担に関する
事項を記載してください。

請求書の作成に当たっては、必ず
請求書と併せて法人
印鑑を提出してください。

住 所 和歌山市〇〇-XX
氏名(名称) 株式会社〇△

記

1 請求金額 627,000 円

2 内訳
請求内訳書のとおり

3 平成〇〇年〇〇月〇〇日執行 和歌山県知事選挙

4 候補者の氏名 ☆☆ ☆☆

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	XX支店
預金種類	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	※※※※※
フリガナ 口座名	フリガナ △△△△		

備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証
明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求すること
はできません。
3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)
を添付してください。

請求書
(ビラの作成)

作成単価		標準単価		請求金額		備考
金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	
D×E=F		G		G×H=I		
6.30	100,000	630,000	6.27	100,000	627,000	
6.27	100,000	627,000	6.27	100,000	627,000	

比較して低い方を

比較して低い方を

(イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円5
1銭

(ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
375,500円+5円02銭×(当該作成枚数-50,000)

当該作成枚数 = 単価 (1紙未満の
枚数は向上)

2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

転記

問い合わせ先

所属名	電話番号
県選挙管理委員会事務局 (県庁 市町村課 振興班)	073-432-4111(代表) 073-441-2191(直通)
県選挙管理委員会 海草分局 (海草振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	073-432-4111(代表) 073-441-3477(直通)
県選挙管理委員会 那賀分局 (那賀振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0736-63-0100(代表) 0736-61-0137(直通)
県選挙管理委員会 伊都分局 (伊都振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0736-34-1700(代表) 0736-33-5004(直通)
県選挙管理委員会 有田分局 (有田振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0737-63-4111(代表) 0737-64-1255(直通)
県選挙管理委員会 日高分局 (日高振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0738-22-3111(代表) 0738-24-2904(直通)
県選挙管理委員会 西牟婁分局 (西牟婁振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0739-22-1200(代表) 0739-26-7906(直通)
県選挙管理委員会 東牟婁分局 (東牟婁振興局 総務県民課 防災・総務グループ)	0735-22-8551(代表) 0735-21-9606(直通)

県選挙管理委員会ホームページアドレス

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/wsenkan/wsenkan.htm>